



令和7年 7月30日(水)
(2025年)

No. 16434 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆特許法102条2項-特許権者による競合品販売の要否 (1)

☆「知的財産推進計画2025」及び
「新たな国際標準戦略」の概要について… (9)
☆2025年大阪・関西万博 知財のチカラ展示内容 (23)

特許法102条2項-特許権者による 競合品販売の要否

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 特許法102条2項と民法709条 特許法102条2項は次のとおりである。

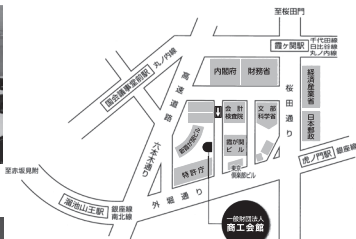
特許法102条2項

特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の

行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

特許法102条2項は、特許権又は専用実施権（以下「専用実施権」への言及は省略する。）の侵害があった場合に、特許権者が侵害者による特許権侵害によって被った損害の「額」を推定する規定で

オフィス、官公庁の中心街、霞が関にゆったりとした会議室があります。



最寄駅

虎ノ門(地下鉄 銀座線 徒歩5分)

出口5番・出口11番

霞ヶ関(地下鉄 徒歩7分) 出口 A13

溜池山王(地下鉄 徒歩8分) 出口8

会議室についての申し込み、お問い合わせ先:

03-3581-1634(代表)

E-mail: shoko-on@jade.dti.ne.jp

<https://shokokaikan.or.jp/>

一般財団法人 商工会館

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2